

# 常総市第3次行政改革大綱

平成27年3月

常 総 市

## 《 目 次 》

はじめに.....	1
第1 これまでの取り組み.....	1
第2 行政改革の必要性.....	2
第3 行政改革推進の基本方針.....	2
第4 改革により目指す行財政運営.....	4
第5 改革の柱と推進項目.....	5
1 市民，市民活動団体，事業者，行政の協働によるまちづくりの推進.....	5
2 行政運営の見直し.....	6
3 健全な財政基盤の確立.....	8
4 組織，機構の見直し.....	8
5 人材の育成.....	9
第6 実施期間.....	10
第7 行政改革の推進と進行管理.....	10

## はじめに

我が国の経済は、少しずつ回復の基調が見られますが、地方においては、平成の大合併に伴う普通交付税の合併算定替が間もなく終期となることなどもあり、多くの自治体が財源確保に苦慮している状況です。

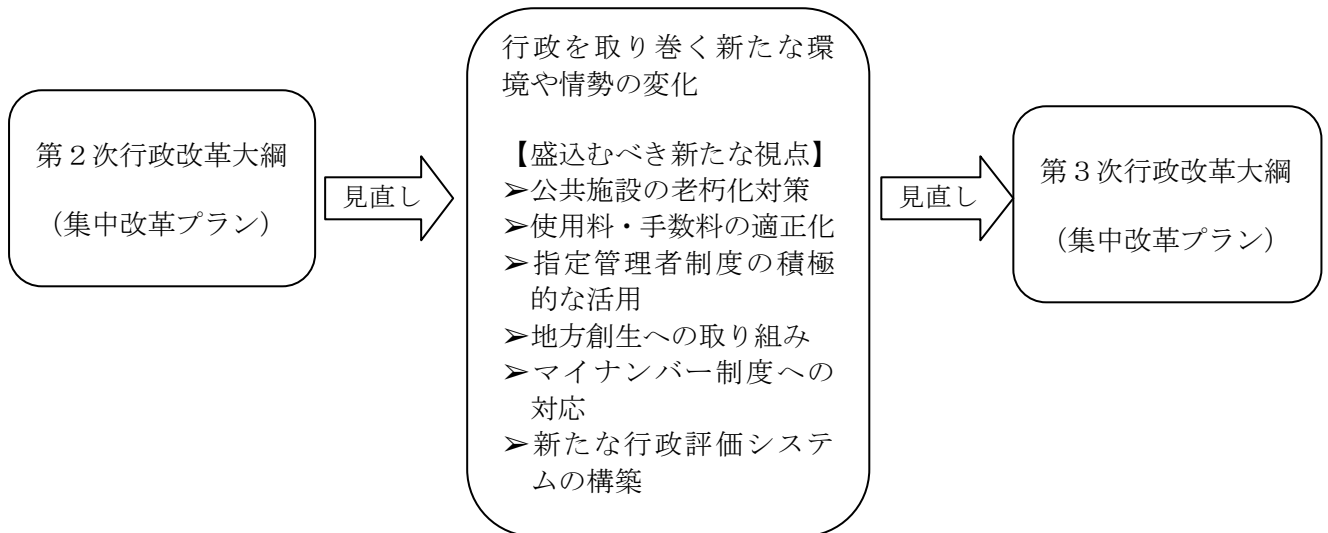
一方で、急激な少子・高齢化、高度情報化、国際化の進展等、社会経済情勢は大きく変化するとともに、市民の価値観や生活様式の変化、環境に対する関心の高まりにより、市民のニーズは多種・多様なものとなってきています。

加えて、地方行政は、地方分権の進展や地方創生への取り組みに伴い、事業のあり方を自らの責任において選択し、個性ある豊かな地域づくりを実現することが求められています。

市では、平成 19 年 3 月に「行政改革大綱」を策定し、事務事業の見直しや情報化の推進、組織・機構の見直し、定員管理・給与の適正化等に取り組み、経費の節減に努めておりますが、年々、扶助費や公債費などの経常的経費が増大し、財政状況は厳しさを増しています。

このような状況の中、「常総市に住んでよかった」、「常総市をふるさと」と誇れるまちづくり、次世代に負担を先送りしない公平・公正なまちづくりを行っていくためには、限られた財源で、住民ニーズに即応した施策を効率的に展開していかなければなりません。

この度、平成 22 年度に策定した「常総市第 2 次行政改革大綱」の計画期間が終了することから、これまでの取り組みを継承しながら、行政を取り巻く新たな環境や情勢の変化に着目し、それらに対応した第 3 次行政改革大綱を策定します。



## 第 1 これまでの取り組み

市では平成 19 年の「第 1 次常総市行政改革大綱」及び「集中改革プラン」策定後、①市民とともに進める公共サービスの向上、②行政運営の見直し、③健全な財政運営の確保、④組織・機構の見直し、⑤人材の育成という 5 つの柱に基づき全庁を挙げて行政改革を推進しており、一定の成果をあげています。

- ・常総市行政改革大綱（平成 18 年度～平成 21 年度）
- ・常総市第 2 次行政改革大綱（平成 22 年度～平成 26 年度）

現在までに、高利子起債の繰上償還の実施、職員定数管理の適正化や職員手当の見直し、社会体育施設への指定管理者導入などにより、経費の削減と効果的で効率的な行政サービスの実現に取り組む一方、市所有の遊休資産の売却、税徴収率の向上等により歳入の確保を図るなど、様々な改革を行ってきました。

しかしながら、事務事業の見直し、施設運営のあり方、使用料・手数料の見直しなど改革が未だ不十分な事項もあり、将来に渡って安定した行政運営を行っていくためにも、今後もたゆみなく、全庁的に取り組んでいく必要があります。

## 第2 行政改革の必要性

### (1) 厳しい財政状況への対応

新たな行政課題や多様化する市民ニーズへの対応が求められる中、市税収入が減少する一方で社会保障費等の義務的経費が増加しています。また、合併算定替の終了に伴い、平成27年度以降は普通交付税の配分額が段階的に減額となる予定となっており、財政状況は今後ますます厳しさを増していきます。

このような中、市民ニーズに対応した行政サービスの充実を図りつつ、地方創生に取り組んでいくためには、行政改革をさらに加速させ、簡素で効率的な行政運営により、限られた財源を有効に活用することが必要です。

### (2) 公共施設等の老朽化への対応

全国の多くの自治体では公共施設の老朽化が進んでおり、今後はこれらの公共施設が改修や更新の時期を迎えます。本市も同様で、175施設・634棟のうち築30年以上の建物が329棟という状況です。

このようなことから、今後公共施設やインフラの計画的な維持管理や長寿命化を行うことで、財政負担の平準化を図り、安心・安全で持続的な公共サービスを目指すとともに将来世代に大きな負担を残さないようにしなければなりません。

### (3) 地方分権・地方創生への対応

地方分権改革や地方創生関連2法の成立により、地域の実情に応じた特色のあるまちづくりを行う自由度が増す一方で、まちづくりにおける自治体間の競争が生まれ、行政の担う役割がますます重要になっています。限られた財源と人員体制の中で地域の実情に応じた特色のあるまちづくりを行っていくためには、選択と集中の視点を持ち、真に行政が行うべき施策に重点を置くなどの取り組みが必要です。

## 第3 行政改革推進の基本方針

財政を取り巻く環境が厳しさを増す一方で、市民のニーズはますます増加、多様化しています。また、地方交付税の見直しや地方分権改革、地方創生の推進などにより、市町村の自主的・自律的な行財政運営が一層求められています。

こうした状況下において、限られた資源を有効に活用し、本市の実情に合った施策を持続的に展開するためには、行政改革への取り組みが必要不可欠です。そこで、本市では以下の5つの基本方針により行政改革を推進します。

- (1) 市民，市民活動団体，事業者，行政の協働によるまちづくりの推進
- (2) 行政運営の見直し
- (3) 健全な財政基盤の確立
- (4) 組織，機構の見直し
- (5) 人材の育成

## **(1) 市民，市民活動団体，事業者，行政の協働によるまちづくりの推進**

---

明るく住みよい，生き生きとした地域社会を築き，美しい自然に恵まれた，健康的な環境を次の世代へ引き継ぐことは，常総市民全体の願いです。

しかし，社会経済情勢の変化に伴って人々の価値観や生活様式が大きく変化し，市民の行政に対するニーズも多様化，複雑化しつつある中において，少子・高齢化をはじめ，教育，福祉，環境，防災，財政などさまざまな行政運営の課題に直面しているとともに，地方分権の進展によって地方公共団体の自らの決定と責任の範囲が拡大し，特色あるまちづくりが求められています。

このような課題を解決し，よりよいまちづくりを推進していくためには，地域社会を構成する一人ひとりの市民，市民活動団体，事業者，そして行政が相互の理解と信頼に基づき，それぞれの特性を生かしながら，協働していくことが必要です。

人と人とのつながりを大切にし，互いに支え合い，市民協働のまちづくりを推進することにより，将来にわたって市民が誇りの持てる個性豊かな地域社会の実現を目指します。

## **(2) 行政運営の見直し**

---

減っていく職員，厳しい財政状況など，限られた資源の中で市民満足度の高い行政サービスを提供するためには，その資源を最大限に活用し，費用対効果を意識した低コストで質の良い行政運営を推進していかなければなりません。

そのため，行政が行うべき施策なのか，民間活力を活用できないかなどに着目し，既存の枠組みにこだわらず，事業の見直しを行うとともに，公共事業のコスト縮減や電子自治体の推進などにより，最少の経費で最大の効果を挙げるというコスト意識と経営感覚を持って，中長期的な展望に立った行政経営に努めます。

## **(3) 健全な財政基盤の確立**

---

限られた財源を有効に活用するためには，重要性，緊急性などを考慮した予算編成に努めるとともに，歳出の抑制や自主財源の確保に積極的に取り組まなければなりません。

そのためには，徹底した経費の節減と合理化に努めるとともに，歳入の確保に向けた取組を強化し，中長期的な視点に立った財政運営を行う必要があります。

また，地方公営企業については，設置の目的を踏まえながら，独立採算の原則に基づく経営の効率化や収益性の向上を図り，経営の健全化に努めます。

## **(4) 組織，機構の見直し**

---

組織，機構については，これまでもよりよい市民サービスの提供を第一に考える中で，新たな行政課題への対応や所期の目的を達した部署の統廃合を行い，スリムで効率的な体制と

なるよう毎年度見直しを行ってきました。これからもより一層効率的な組織，機構を目指すとともに，市民ニーズに応える窓口サービスの提供に努めます。

また，引き続き，職員の適正配置，職員定数の適正化及び職員給与の適正化を推進し，総人件費の抑制に努めます。

## (5) 人材の育成

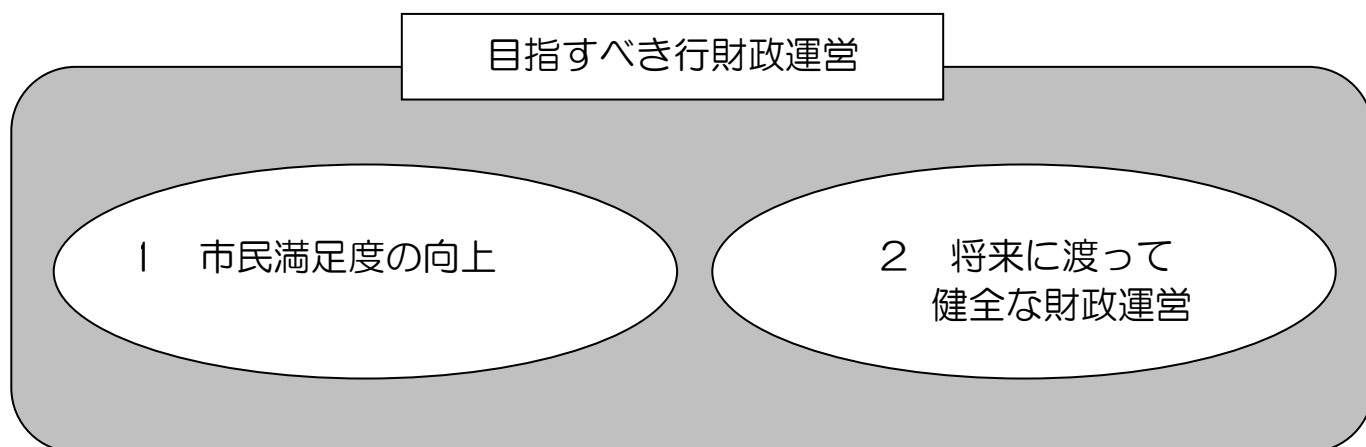
行政改革の推進にあたっては，何よりも職員の資質向上が求められます。そのため，目的や課題意識の高い職員の育成に努めるとともに，人事評価制度を適切に運用し，本人の希望が活かされたり，成果や努力が適正に評価されることで職員一人ひとりが誇りとやりがいを持って仕事に取り組むことが出来る環境の構築に努めます。

## 第4 改革により目指す行財政運営

行政改革の推進で常総市が目指すべき行財政運営の姿は，第一に「市民満足度の向上」であり，第二は「将来に渡って健全な財政運営」です。

地方自治を取り巻く環境がどのように変化しようとも，あるいは，社会全体が大きな変革を経験しようとも，行政は，市民の生活と生命，財産を守ることに責任を持ち，豊かでふれあいに満ちた地域づくりを進め，常総市民としての誇りがもてるまちの実現を目指さなければなりません。

また，行政には，将来に渡って市民満足度が向上する安定したサービスを提供し続ける責務があります。そのためにも，改革により将来を見据えた健全な財政運営基盤を確立することが重要です。



## 第5 改革の柱と推進項目

### 1 市民，市民活動団体，事業者，行政の協働によるまちづくりの推進

#### (1) 市民，市民活動団体，事業者，行政の協働

##### ア 市民，市民活動団体，事業者，行政の協働の推進

市民，市民活動団体，事業者，行政が相互の理解と信頼に基づき，それぞれの特性を發揮しながら協力し合い，常に情報を共有しながら協働によるまちづくりを推進します。庁内での協働に対する理解を浸透させるとともに，市民活動団体等の育成や支援に努めながら活動が主体的に行われる環境づくりを推進します。

##### イ 市民参画の拡大

各種審議会等に女性委員や公募委員の登用率を高めるなど，幅広い市民の参加を求めます。また，市民の声を政策形成過程に生かせるよう，重要な政策等を決定する際には事前にその案を公表し，市民の意見を反映した政策等とするため意見公募（パブリックコメント）制度の適正な運用やワークショップの手法を取り入れるなど，市政の公正性，透明性を高めるとともに市民の市政への参画の機会の拡充を図ります。

##### ウ 地方創生への取り組み

まち・ひと・しごと創生法が公布され，各地方自治体では，人口の現状分析と将来展望を示す「地方版人口ビジョン」を策定したうえで，この人口ビジョンを踏まえた今後5年間の施策の基本的な方向性や具体的な施策をまとめた「地方版総合戦略」を策定し，その施策を実行することが必要となっています。

更に，これらの策定とその後の進捗管理にあたっては，住民代表や産業界・行政機関・大学・金融機関・労働団体・メディア等が連携し，幅広い意見を取り入れながら推進していくことが求められています。

今後は，これら多様な主体による連携のもと，市の実情に合った「人口ビジョン」と「総合戦略」を策定するとともに，まち・ひと・しごと創生に関する施策の総合的かつ計画的な取り組みを推進します。

#### (2) 公正で透明性の高い行政運営の推進

##### ア 情報公開の推進

市民との協働を推進するために，市民と行政が必要な情報を共有できるよう，常総市情報公開条例に基づき個人情報の取り扱いに十分配慮するとともに，積極的な情報の公開に努め，行政の透明性を確保します。

また，各種会議や審議についての情報提供を積極的に進めるほか，審議会等の会議につい

ては公開を推進していきます。

## イ 広報・広聴の充実

---

市民との協働や市民の市政への参画を図っていくために、施策の取組内容や進捗状況など行政情報を様々な手段により提供します。

その際には、市民にわかりやすく正確な情報の提供を第一に考え、説明責任の徹底に努めます。

また、市ホームページやSNSなどのネットワークを積極的に活用しながら、市民からの提案の機会を拡大したり、地域に足を運んで市の考え方を市民に直接説明する機会を拡大するなど広報広聴の充実を図ります。

## 2 行政運営の見直し

### (1) 事務事業の見直し

#### ア 新たな行政評価システムの構築による効果的かつ効率的な行政運営の実現

---

行政評価システムには、事務事業の効率化、予算の有効配分、市民への説明責任、職員のやる気向上など多くの効果があり、その結果として限られた財源と職員を効果的に機能させ、質の高い行政運営を行うために有効な仕組みであると考えられています。

市では、平成20年度からこの行政評価システムを導入し、様々な事務事業を対象にその内容を検証・評価してきましたが、評価結果が市の計画や予算要求・予算編成にうまく繋がっておらず、明確な成果が見えないということが課題となっています。

このようなことから、本市の行政運営に効果的に機能する新たな行政評価システムの構築に取り組みます。

また、行政評価システムの活用により、事務事業の整理合理化や事務事業の選択と集中を行い、効果的かつ効率的な行政運営の実現に努めます。

#### イ 非常勤特別職報酬等の適正化

---

非常勤特別職等の職責、職務内容、他自治体の例などを調査・検討し、支給方法や支給額の適正化に取り組みます。

#### ウ 補助金等の適正化

---

市が単独で交付する補助金等の適正化を図るため、市では平成20年度から外部有識者で組織する常総市補助金等検討委員会を設置し、行政とは異なる視点からの意見等を取り入れた中で、新たな補助金交付制度を構築し、その適正な運用に取り組んでまいりました。

運用されてから5年が経過し、団体等の理解度も高まってきたことを踏まえ、今後は、行政内部において透明性が確保された中で審査を行う一方、事業の進行管理といった面においてもチェック機能を高め、引き続き補助金等の適正化に努めます。



## **(2) 公共施設・インフラマネジメントへの取組み**

### ア 公共施設・インフラマネジメントの推進

近年、全国の自治体において、公共施設の老朽化と今後の維持管理への対策が問題となっています。

本市でも、公共施設の約半数が築 30 年以上で、修繕や更新時期が一気に迫っている状況にあることから、今後これらの施設の維持管理に要する経費が深刻な財政圧迫に繋がることは確実です。

また一方では、市税収入の大幅な増加を見込めない中で、今後一層少子高齢化が進行し、公共施設の利用需要が変化していくことが想定されます。

このようなことから、市が保有する公共施設等の全体の状況を把握したうえで、統廃合も視野に入れた公共施設の適正配置と計画的な維持補修を行い、財政負担を軽減・平準化することにより、将来にわたって安全安心で持続的な公共サービスの提供を目指します。

## **(3) 民間委託等の推進**

すべてのサービス・業務について、行政が直接行う必要性を確認し、効率性やサービス向上などの観点から、民間の能力や専門知識、ノウハウを活用した方が効果的に実施できるものは、サービス水準や内容のチェックなど、行政としての責任を確実に果たすことに留意して、指定管理者制度や民間への委託を積極的に推進します。

## **(4) 公共事業のコスト縮減**

公共工事の執行にあたっては、その必要性を検討したうえで事業を選択し、緊急性が低いもの、事業費に対して経済的効果が低いものについては、中止を含め見直します。

経済性や民間ノウハウ活用の観点から P F I 方式の導入検討や入札制度の改革など、事業費の縮減についても積極的に取り組んでいきます。

## **(5) 電子自治体の構築**

### ア 電子自治体の構築による業務改善

電子自治体の取組みは、市民サービスの向上と行政運営の効率化や迅速化を進める上で欠かせないものとなっており、行政改革の中でも重要な位置を占めると考えられます。

市では、システムや機器の調達方法の多様化により経費抑制を図る中で、既存システムの見直しや新規システムの構築により、市民サービスの向上と事務の効率化に取り組んできました。今後も文書の電子化及びペーパーレス化の推進など I C T の活用による業務プロセスの効率化を図るとともに市民サービスの向上に努めます。

## イ マイナンバー制度への対応と市民の利便性向上

---

地方公共団体における多様な住民ニーズへの対応においては、ICTの活用を通じた様々な取組みが期待されています。こうした中、平成25年5月には「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が成立し、平成28年1月にはマイナンバーの利用が開始されることになりました。

制度導入に向けて十分な検討・準備を行い確実な導入を図るとともに、導入後は適正な運用を徹底します。また、関係法令を順守するとともに、マイナンバーカードに対応した市民の利便性向上に努めます。

### 3 健全な財政基盤の確立

#### (1) 健全な財政運営の確保

##### ア 中長期的な視点にたった財政運営

---

財政健全化計画を策定し、計画的な財政運営に努めるとともに、行政評価システムや補助金の適正化と連動した予算編成を行い、事業の廃止や休止、他事業との統合などによる縮減及び優先度の高い事業を拡充するなど事業の選択と集中を行います。

##### イ 自主財源の確保

---

市税等の課税客体の補足や徴収率の向上に向けた取り組みを行うとともに、未利用公有地等の売却を積極的に進めます。また、定住人口獲得や新たな産業用地の創出などの税収増加に繋がる施策の実施や、既に実施済の有料広告掲載制度のような新たな自主財源の確保に取り組みます。

##### ウ 使用料・手数料の適正化

---

公共施設の使用料や各種手数料については、将来にわたって安全安心で持続的な公共サービスを提供するための財源確保及び受益者負担の原則に基づく公平性の確保という観点から見直しを行い、適正化を図ります。

なお、見直しにあたっては、料金の算出や減免規定について市としての統一基準を新たに作成します。

## 4 組織、機構の見直し

### (1) 組織、機構の見直し

社会経済環境や市民ニーズに的確に対応した施策の推進が可能で、市民に分かりやすくかつ簡素で効率的な組織体制が確保されるよう、組織の見直し、統廃合を進めます。

また、市民のわかりやすさ、負担の軽減といった市民サービスの観点から窓口での各種手続きの一本化など、簡素で効率的な窓口サービスの提供を推進します。

### (2) 定員管理及び給与の適正化

#### ア 定員管理の適正化

社会経済の動向や市民ニーズの変化を把握し、対応すべき行政ニーズの範囲や事務事業の整理、業務の効率化、組織の合理化などに努めるとともに、職員数の適正化に取り組みます。

また、職員の再任用制度や人材派遣など、業務の内容に適した効率的で効果的な人材活用を推進します。

#### イ 給与の適正化

職員の給与等については、国・県に準じて制度改正を行い、今後も国・県及び近隣団体との均衡に留意し、給与制度の適正運用に努めるとともに、人事評価制度に基づく勤務成績や実績が的確に反映される給与制度の構築を目指します。

また、特殊勤務手当などの各種手当や旅費については、そのあり方や水準について、市民の理解と納得が得られるよう、継続的に見直しを進めていきます。

## 5 人材の育成

### (1) 人材育成と職員の意識改革

人材育成基本方針に基づき、目指すべき職員像、必要とされる能力を明確にした上で、若手職員の早期育成、管理監督者の人材育成能力の向上などを軸とした研修体系を構築します。

また、職員の働く意欲を高めるため、人事評価、昇任・昇給、職員研修を相互に関連づけた一貫性のある人事体系を確立することに取り組みます。

## **(2) 職員資質の向上に資する人事制度**

### ア 人事評価制度の継続的で適切な運用と勤務条件の見直し

平成26年度から導入した人事評価制度を適切に運用するとともに、今後も継続的に検証・見直しを行い、常に職員の意欲・能力が最大限に発揮される環境づくりを行います。

また、男女共同参画社会の実現に向けて、女性職員を個人の資質と適性に応じた幅広い分野で登用していきます。

さらに、市民ニーズへの的確な対応や人材の有効活用を図るため、業務の内容や職員の労働環境変化に柔軟に対応できる勤務条件の整備・活用を推進します。

## **第6 実施期間**

常総市行政改革大綱の実施期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間とします。

## **第7 行政改革の推進と進行管理**

### **(1) 集中改革プラン**

この行政改革大綱は、常総市の行政改革の基本的な方向性を明らかにしたものです。

行政改革の推進については、大綱に基づき、平成27年度から平成29年度までの3年間の具体的な取組を内容とする集中改革プランを定め、毎年度の進捗状況や社会経済情勢の変化等、必要に応じて見直しを行いながら行政改革を推進していきます。

### **(2) 推進体制**

行政改革大綱の着実な推進を図るためには、職員一人ひとりの自覚と不断の努力が重要です。

市長を本部長とする「常総市行政改革推進本部」を中心として、改革目標の達成に向けて、毎年度の取り組むべき課題を明確にしながら、全庁的に取り組んでいきます。

### **(3) 進捗状況の公表**

行政改革の進捗状況については、有識者等で構成する「常総市行政改革懇談会」に報告するとともに、広報紙やホームページ等を通じて広く市民に公表し、市民の意見の把握に努め、毎年度の行政改革の推進に反映させていきます。